

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

厚生年金関係 23 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年1月31日から同年11月12日までの期間は、厚生年金保険被保険者であったことが認められ、また、申立期間のうち、20年11月12日から21年2月1日までの期間は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を21年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20年1月から同年5月までは80円、同年6月から21年1月までは90円とすることが必要である。

なお、事業主が昭和20年11月12日から21年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月31日から21年2月1日まで

A社に在籍中の昭和18年9月から、軍隊に召集され戦地に赴いた。終戦後の20年11月に召集解除となり、同年12月に当該事業所本社を訪ね、上司に復員の報告と同時に退職を願い出て、翌年1月31日に当該事業所を退職した。厚生年金保険については、被保険者記録が戦地にいた20年1月31日から無くなっていることに納得がいかない。当該事業所を退職した日までの申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）が保管する在籍記録簿により、申立人は、昭和13年3月12日から21年1月31日まで、当該事業所に在籍していたことが確認できる。

また、C県が発行した軍歴証明書により、申立人は、昭和18年9月8日に陸軍に召集され、20年11月12日に召集解除され復員していることが確認できるところ、社会保険庁の記録によると、申立人は、当該事業所において、19年6月1日から20年1月31日までの期間については厚生年金保険の被保険者

記録が確認できるものの、申立期間については被保険者記録を確認することができない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和20年1月31日から同年11月12日までの期間については、申立人が陸軍に召集されていた期間の一部であり、当該期間以外の召集期間における被保険者記録は確認できることから、当該期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難い上、当該事業所においてほぼ同時期に召集されていた同僚には、召集期間における被保険者記録が確認できる。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による時効によって消滅した厚生年金保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該在籍記録簿に記録されている月俸から、昭和20年1月から同年5月までは80円、同年6月から同年10月までは90円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和20年11月12日から21年2月1日までの期間については、当該在籍記録簿及び同僚の被保険者記録から判断すると、申立人は、当該事業所に同年1月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該在籍記録簿に記録されている月俸から、90円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月1日から12年12月28日まで

A社では取締役であったが、建設現場の仕事であり、社会保険関係の手続には全くかかわっておらず、標準報酬月額を引き下げることの説明も受けていない。申立期間の標準報酬月額がさかのぼって減額されていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、56万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成12年12月28日）より後の13年1月9日付けで、11年11月1日にさかのぼって標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成12年2月24日に取締役を重任しているが、申立人は、社会保険関係の手続にはかかわりがなかったことを主張しているところ、複数の元同僚は、「申立人は部署が違うので、社会保険関係には全くかかわっていなかった。」と証言していることから、申立人は、自らの標準報酬月額をさかのぼって引き下げられた事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該引下げ訂正前の56万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①は23万円、申立期間②は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①において23万円、申立期間②において24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①は22万円、申立期間②は21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①において22万円、申立期間②において21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①及び②は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日  
② 平成 18 年 8 月 11 日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①及び②において、いずれも22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①は 21 万 5,000 円、申立期間②は 21 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日  
② 平成 18 年 8 月 11 日

平成 17 年と 18 年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成 17 年 8 月 12 日及び 18 年 8 月 11 日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①において 21 万 5,000 円、申立期間②において 21 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①及び②は21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①及び②において、いずれも21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①及び②は21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①及び②において、いずれも21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①及び②は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①及び②において、いずれも23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①は22万円、申立期間②は21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①において22万円、申立期間②において21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①は22万円、申立期間②は21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①において22万円、申立期間②において21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①及び②は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①及び②において、いずれも22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①及び②は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①及び②において、いずれも25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①は22万円、申立期間②は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①において22万円、申立期間②において22万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①及び②は21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①及び②において、いずれも21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①及び②は21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①及び②において、いずれも21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①は16万5,000円、申立期間②は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①において16万5,000円、申立期間②において15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①は12万円、申立期間②は15万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表から、申立人は、申立期間①において12万円、申立期間②において15万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間①は13万円、申立期間②は15万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成18年8月11日

平成17年と18年に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では当該標準賞与額が記録されていないので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年8月12日及び18年8月11日支給の夏季賞与の明細一覧表及び申立人が所持する賞与支払明細書から、申立人は、申立期間①において13万円、申立期間②において15万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月11日から37年2月6日まで  
② 昭和37年2月6日から同年6月1日まで

A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和37年2月6日となっているが、自分の記憶では37年5月末まで勤めて退職したので、被保険者期間の訂正をしてほしい。

また社会保険庁の記録では、A社の被保険者期間について脱退手当金を支給されたことになっているが、自分で脱退手当金を請求したことはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票において申立人の資格喪失日前後に資格喪失している女性4名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は1名であること及び脱退手当金の支給記録がある元同僚は、「会社から退職前に脱退手当金についての話は無く、退職後に自分で脱退手当金の請求手続をした。」旨を証言していることを踏まえると、当該事業所が慣例的に代理請求を行っていたとは考え難い。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額に基づいて計算した脱退手当金の支給額は3,840円であり、オンライン記録で確認できる脱退手当金の支給額(4,183円)と343円相違している。

さらに、当該事業所で被保険者資格を喪失した後、出産を経て短期間で被保険者資格を再取得していること及び被保険者資格再取得後の厚生年金保険手帳記号番号は、申立期間①に係る記号番号と同一番号であることを踏ま

えると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間②について、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同社における資格喪失日は、昭和37年2月6日とされていることが確認できる上、失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の雇用保険に係る資格喪失の原因となる事実のあった日は、同年2月6日と記入されていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険保険料増減内訳書によると、当該事業所の昭和37年2月分の健康保険及び厚生年金保険の保険料額は、申立人に係る保険料額を減じて決定されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「昭和37年2月から妊娠中毒症により会社を休職し、同年4月\*日に長女を出産後、5月に退職の挨拶に行くまでは会社には出勤せず、給料も支払われなかった。」と供述していることから、申立期間②において勤務の実態があったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成10年11月及び同年12月を44万円、11年1月から12年9月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から12年10月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、平成10年11月1日から12年10月1日までの標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていた。この期間の給与に大きな変更は無かったので、申立期間に係る標準報酬月額を遡<sup>そきゆう</sup>及<sup>い</sup>訂正前の金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額を、当初、平成10年11月及び同年12月を44万円、11年1月から12年9月までは59万円と記録していたところ、同年10月23日付けで、10年11月1日に遡<sup>そきゆう</sup>及<sup>い</sup>して9万8,000円に引き下げている。

また、当該事業所の事業主及び役員については、申立人と同様に平成12年10月23日付けで標準報酬月額を遡<sup>そきゆう</sup>及<sup>い</sup>して引き下げている。

このことについて、当該事業所の事業主及び事務担当者は、「当時、滞納していた社会保険料を減額するため、事業主及び役員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることにした。」旨を証言している。

一方、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

しかし、当該事業所の事業主、他の役員及び事務担当者は、「申立人は、申立期間当時、事業部長として現場の指揮監督業務を主にしており、総務部長を兼務していたが、社会保険事務の権限は有していなかった。社会保険事務は事業主と事務担当者が行っていた。」旨を証言していることから、申立人は当該



標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理について、関与していなかったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成12年10月23日付けで行われた標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、かかる処理を行う合理的な理由はないことから、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成10年11月及び同年12月は44万円、11年1月から12年9月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで

A社における標準報酬月額が、平成 10 年 4 月 1 日までさかのぼって 44 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられている。

当時の給与明細書と源泉徴収票があるので申立期間について、適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する 44 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成 12 年 4 月 1 日）の後の同年 4 月 12 日付けで、10 年 4 月 1 日までさかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成 11 年分の源泉徴収票及び 12 年 1 月分の給与明細書により、申立人が申立期間において、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間当時、当該事業所において取締役の立場であった申立人は、「私は、現場で鉄筋の見積りや工場での加工などに従事しており、申立期間における標準報酬月額に係る処理については、全く知らなかった。」と証言しているところ、元事業主及び複数の元同僚は、「申立人は、社会保険の手続に関しては全く関与していなかった。」と証言していることから、申立人が当該事業所の社会保険事務について権限を有していた、又は、当該事務処理の執行に当たっていた事情はうかがえない。

加えて、社会保険事務所が保管する平成 9 年度から 12 年度までの滞納処分

票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、44万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和45年9月については2万4,000円、同年10月から49年3月までの期間については2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から49年4月10日まで

A社B工場における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和49年4月10日からとなっているが、45年10月以降の給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が給与から控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社B工場に昭和45年9月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和45年9月は2万4,000円に、同年10月から49年3月までの期間については2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付していたか不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主は昭和49年4月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年9月から49年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月まで  
母が私の国民年金の加入手続を行った際に、市役所出張所の職員に勧められ、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

市の国民年金手帳払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 5 月 28 日に払い出されていることが確認できることから、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した証拠として、その母親が納付した際に書いたとするメモを提出しているが、当該メモには、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される平成 2 年 5 月の時点においてさかのぼって納付することが可能な限度である昭和 63 年 4 月以降の保険料についての記載はある一方で、申立期間についての記載は無い。

さらに、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、加入手続を行った時期や上記メモの内容についての記憶が曖昧である上、申立人は当該加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 462

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 9 年 5 月 26 日まで  
代表取締役としてA社を経営していた期間のうち平成 8 年 1 月から翌 9 年 4 月まで標準報酬月額が 19 万円に訂正されていることを、社会保険事務所から調査に来るまで知らなかった。実際の報酬は 100 万円以上だったのでこの期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 9 年 5 月 31 日）より後の同年 6 月 12 日付けで、申立人の申立期間における標準報酬月額は、8 年 1 月 1 日までさかのぼって 59 万円から 19 万円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当時、社会保険に係る事務は経理担当者が行っていたので、当該標準報酬月額の減額訂正については全く知らないと主張しているものの、当時の経理担当者は、「事業所は厚生年金保険料を滞納していたが、自分は減額訂正の届出を提出していない。」と証言している上、ほかの元取締役は、「減額訂正は、申立人が一番よく知っている。」と証言していることから、申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人が自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人のほかに、当時の役員 3 人について、申立人と同様の訂正処理がなされていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から 13 年 3 月 1 日まで  
社会保険事務所の指導により、平成 13 年 3 月より給料を 9 万円に引き下げ、標準報酬月額を 9 万 8,000 円にしたものの、申立期間については、引き下げた覚えはないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成 13 年 1 月 15 日付けで、10 年 12 月 1 日にさかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管している滞納処分票によると、当時、申立人が代表取締役を務めていた A 社は、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できるところ、申立人も、当時の当該事業所は経営不振で、当該保険料を度々滞納していたことを認めている。

また、申立人は、申立期間の<sup>そきゅう</sup>遡及訂正について無効を主張しているものの、社会保険庁の記録によると、申立人の標準報酬月額を平成 10 年 12 月 1 日までさかのぼって引き下げたことにより、申立人は特別支給の老齢厚生年金の支給停止が解除され、13 年 4 月 13 日付けで申立期間に係る当該年金を一括して支給されていることが確認できることから、申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人が自身の標準報酬月額の訂正にかかわったものとするのが自然である。

さらに、B 厚生年金基金の記録においても、申立人の申立期間の標準報酬月額は、<sup>そきゅう</sup>遡及訂正がされていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から21年12月24日まで  
② 昭和22年3月1日から28年5月20日まで  
③ 昭和28年7月1日から29年4月29日まで  
④ 昭和29年6月20日から30年4月20日まで  
⑤ 昭和30年6月17日から31年3月21日まで

昭和20年4月からA社に勤め、結婚に伴い31年3月に同社を退職した際に、わずかなお金をもたらした記憶はあるが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間①、②、③、④及び⑤については、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和31年4月20日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、給付種類、資格期間、支給金額、支給年月日等が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和36年9月10日まで厚生年金保険被保険者の履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月10日から24年3月31日まで  
② 昭和25年3月1日から28年3月28日まで

平成20年4月に、社会保険事務所に相談に行き、自分の記録の調査を依頼した。申立期間当時は、厚生年金保険制度の知識は無く、脱退手当金制度の知識も無かった。したがって、申立期間に係る脱退手当金については、請求も受給もしていない。

申立期間に係る厚生年金保険の記録について、脱退手当金を支給済みとされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給額、支給決定日及び根拠条項などが記載されているところ、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時の脱退手当金は、婚姻又は分娩による退職が受給要件であったところ、戸籍謄本によると、申立人は、脱退手当金の支給決定日と同日の昭和\*年\*月\*日に婚姻したことが確認できる。

さらに、当時は通算年金制度創設前であった上、申立人は申立期間の事業所を昭和28年3月に退職後、36年3月まで厚生年金保険への加入歴が無いことを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 26 日から 43 年 11 月 1 日まで  
昭和 41 年 2 月 10 日に A 社に就職し、44 年 7 月 31 日に同社を退職するまで同社に在籍しており、申立期間の 41 年 4 月 26 日から 43 年 11 月 1 日までの間も同社で仕事をして給料を受け取っていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚からは、当該事業所における申立人の具体的な在職期間及び勤務状況についての証言は得られなかった上、当該事業所は、平成 3 年 4 月 1 日に全喪しているところ、元事業主は高齢のため証言を得ることができず、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）の所在も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所においては、複数の同僚が厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失を何度か繰り返していることが確認できるところ、当該同僚は、「厚生年金保険の資格記録は、自身の入社及び退社と一致している。」旨を供述している

さらに、申立人は、申立期間は当該事業所において継続して勤務していたと主張しているものの、社会保険事務所の記録では、申立人は当該事業所において、昭和 41 年 4 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、43 年 11 月 1 日に再度資格を取得していることが確認できるところ、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録すること、また、申立期間に 3 度の算定基礎届及びこれに基づく定時決定の機会があるにもかかわらず、これを記録しないこと

は考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無い上、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月 8 日から 62 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで  
④ 平成 2 年 1 月 4 日から 3 年 7 月 1 日まで

A事務所及びBセンターに純非常勤職員として勤務した。昭和 61 年 4 月に採用される際、夫の扶養から外れるように言われ、厚生年金保険被保険者資格を取得したが、社会保険庁の記録では申立期間は国民年金第 3 号被保険者期間となっている。国民年金第 3 号被保険者の手続をした覚えはなく、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、その後に勤務したBセンターから提出された申立人の履歴書に記載されていた職歴により、申立人が純非常勤職員としてA事務所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人から提出された当該事務所の職員住所録に記載されている純非常勤職員で当該事務所での厚生年金保険被保険者資格の無い者 12 名(申立人を除く。)のうち、証言を得ることのできた 3 名は、当該事務所に勤務した期間は国民年金に加入している。

また、当該 3 名のうち 2 名は、国民年金第 3 号被保険者制度が創設された昭和 61 年 4 月から第 3 号被保険者となり、厚生年金保険被保険者資格は取得していなかったと証言しているところ、申立人も申立期間①、②及び③に国民年金第 3 号被保険者となっており、第 3 号被保険者の届出を行ったことが推認できる。

さらに、当該事務所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存期限経過のため既に廃棄している上、このほか、申立期間①、②及び③について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間④については、Bセンターが保管していた臨時職員雇用伺い文書により、申立人がA事務所と委託契約する業務に従事させる臨時職員として、平成2年1月8日から3年6月30日まで雇用されていたことが確認できる。

しかし、当該センターでは、「申立人を臨時職員として雇用していたが、雇用保険のみの加入で、厚生年金保険については、申立人の被保険者資格の取得届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料は納付していない。」と説明していることから、夫の扶養になるなどの理由により、厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行わなかったことが推認できる。

また、当該センターが保管していた平成2年分の源泉徴収票により、社会保険料等の金額が雇用保険料のみの金額であることから、申立人は申立期間④において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間④について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 26 日から同年 7 月 3 日まで

社会保険事務所の記録では、平成 7 年 6 月 26 日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 7 月 3 日に B 社（A 社の関連会社として同年 7 月 3 日に設立）において被保険者資格を取得したことになることになっており、平成 7 年 6 月分の記録が無い。申立期間においても、それ以前と同じ仕事を継続して行い、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、期間を空けずに A 社から関連会社である B 社に転籍し、継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B 社は、平成 7 年 7 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる

また、申立人と同時期に A 社から B 社に転籍した 9 名の社会保険事務所の記録によると、うち 6 名が平成 7 年 6 月の 1 か月間について、国民年金に加入して保険料を納付している上、当該 9 名のうち 5 名は、「平成 7 年 6 月の 1 か月間についてのみ国民年金に加入するようにと会社から指示された。」と証言していることから、申立期間当時、A 社から B 社に転籍する者を対象に、会社側が当該期間について国民年金に加入するように勧奨していたものと推認できる。

さらに、申立人の雇用保険の記録では、平成 7 年 6 月 25 日に離職、同年 7 月 3 日に再取得しており、その離職日及び資格取得日は厚生年金保険の資格喪失日と取得日と一致している。

加えて、A社及びB社は既に廃業となっており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。